

今を切り開こう、そんな組合の「新たな一歩」を応援します。

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための、中小企業組合専用の補助金が誕生しました！



補助金上限

300万円

企業組合は
50万円

補助率

3/4

令和2年度新しい生活様式対応組合等支援補助金は、青森県の補助を受けて、青森県中小企業団体中央会が実施する事業で、中小企業組合が対象となる「組合専用補助金」となります。新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、「業界活力の復活」、「コミュニティの再生」を図るための新たな一歩を着実に支援いたします。積極的なご活用をよろしく申し上げます！

■事業受付期間 令和2年7月20日（月） 公募要領を公開

令和2年7月20日（月） 申請受付を開始

※採択結果は随時通知します。予算額に達した時点で、以後の公募は行いません。

■対象事業例

新しい生活様式に対応するための業界ごとのガイドラインを参考に事業計画を策定してください。

共同での商品デリバリー



福

3密対策を施したイベント

バーチャル商店街での
期間限定キャンペーン



※事業期間は、令和2年4月7日（火）＜遡及適用＞～令和3年2月15日（月）までとなります。

公募要領・申請書式はこちらまで→ <http://jongara.net/blog/archives/6267>

～ 連携支援のネットワークコーディネーター 青森県中小企業団体中央会 ～
こちらからご説明にお伺いします！まずはメールかお電話でお問い合わせください。

弘前支所

本部連携支援1課

八戸支所

0172-39-7002

017-777-2325

0178-43-6525

hirosaki@jongara.net

renkei-one@jongara.net

8nohe@jongara.net

令和2年度新しい生活様式対応組合等支援補助金の概要

新しい生活様式に対応した商品・サービスの提供や、長期にわたる自粛生活による購買意欲の低下・外出への不安を払拭する取組など、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取組を支援するため、事業協同組合等が行う取組に対し、**補助対象経費の3/4**を補助します。

■補助対象者

【事業協同組合又はその連合会】 【商店街振興組合又はその連合会】
【商工組合 又はその連合会】 【生活衛生同業組合】 【企業組合】 【協業組合】

■補助対象経費

ア 謝金（委員・講師・研究員等外部専門家に対する謝金）

イ 旅費（委員・講師・研究員等外部専門家に対する旅費、職員・役員等に対する旅費）

ウ その他事業実施に係る経費

- ① 開発費 ② 広報費 ③ 借料 ④ 備品費 ⑤ 資料購入費 ⑥ 雑役務費
- ⑦ 会議費 ⑧ 展示会等出展費 ⑨ 委託費 ⑩ 外注費
- ⑪ その他中央会が特に必要と認める経費

※補助対象経費の詳細につきましては、当会までご相談ください。

■補助対象事業

次の(1)及び(2)に掲げる要件をいずれも満たすものとします。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う取組で、以下のいずれかに該当するものであること。

- ① 新しい生活様式に対応した、新サービスまたは新商品の立案・実施及びそれらの広報等に係る費用
- ② 新しい生活様式に対応した、三密を避けるために行うレイアウト変更や改修工事、パーティション等の資材購入に係る経費
- ③ 新しい生活様式・新型コロナウイルス感染症拡大による販売力低下に対応したWEB上等での販売促進やイベント開催等に係る費用

(2) 以下のいずれにも該当しないものであること。

- ① 国（独立行政法人を含む）等の他の補助制度、助成制度を活用する事業
- ② 事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの及び公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの

■主な注意点

- ・本補助金は、会計検査院の検査の対象となります。
- ・採択審査は、有識者等により構成される審査委員会（非公開）にて、事業計画の有効性や積算の透明性等の観点から行われます。

事業の詳細・申請様式・要綱等は、当会ホームページにてご確認願います。

<http://jongara.net/blog/archives/6267>

（トップページにバナーが掲載されています）